



## 秋田地方最低賃金審議会専門部会の公開に関する公示

秋田地方最低賃金審議会一般公示第7号

令和5年8月4日

### 秋田地方最低賃金審議会専門部会の傍聴について

#### 秋田地方最低賃金審議会

標記の専門部会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記によりお申し込みください。

#### 記

- 1 日 時 令和5年8月7日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 秋田合同庁舎 5階 第2会議室（秋田市山王7丁目1番3号）
- 3 議 題（1）秋田県最低賃金の金額審議について  
（2）その他
- 4 傍聴者 若干名
- 5 申込要領
  - （1）傍聴希望者は、傍聴希望の旨を御記載の上、傍聴希望者ごとに、住所、氏名、電話番号、メールアドレス及び所属を御記入の上、メールにて下記の宛先までお申し込みください。  
（締め切り）：令和5年8月7日（月曜日）10時必着。
  - （2）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には、抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方につきましては、事前に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）。
  - （3）車椅子で傍聴をご希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。
- 6 その他
  - （1）傍聴に際しては、10分前までに会場にお越しください。  
また、傍聴に当たっては、別紙「審議会傍聴に当たっての留意事項」を遵守してください。
  - （2）本会議は、公労使三者が集まって議論を行う全体会議は公開とし、公労・公使会議といった二者協議の場については、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため非公開とします。二者協議の開始前に事務局より御案内しますので指示に従っていただきますようお願いいたします。  
なお、全体会議においても、二者協議を非公開とすることと同様の理由に加え、その他の理由により一部を非公開にすることがあります。非公開とする場合には、退席いただくことになります。
  - （3）お問い合わせ先  
秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）  
〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎3階  
e-mail : chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp 電話 : 018-883-4266  
（@以下はエム、エイチ、エル、ダブル～）

審議会傍聴に当たっての留意事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。
- 2 携帯電話、スマートフォン等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はご遠慮ください。
- 4 傍聴人は、意見を述べることは出来ません。
- 5 審議会委員等の言論に対して発言し、又は拍手することは出来ません。  
また、審議の妨害となるような行為は謹んでください。
- 6 傍聴中、飲食等不体裁な行為は慎んでください。
- 7 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除き謹んでください。
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はご遠慮ください。
- 9 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱す恐れが認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。  
なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、退場していただく場合があります。